

201034077A

厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス

総合研究事業

一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しに関する研究

平成22年度 総括・分担研究報告書

(H22-医薬-指定-031)

研究代表者 合田 幸広

平成23(2011)年3月

目 次

I. 総括研究報告書

一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しに関する研究 合田 幸広 1
------------------------------------	---------

II. 分担研究報告書

1.一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しに関する研究 合田 幸広・市瀬 浩志・袴塚 高志 9
2.一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しに関する研究 袴塚 高志 245
3.一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しに関する研究 大塚 英昭 255

一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しに関する研究

研究代表者 国立医薬品食品衛生研究所生薬部長 合田幸広

研究要旨 一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しを目的として、班会議を開催し、本年度は、生薬に関する成分情報に基づき、生薬学、天然物化学的に、これまでリスク分類されていた品目（生薬及び動植物成分）について、改めて、安全性に注意を要する成分が含まれていないか検討した。また、個々の品目についてリスク分類を行うだけでなく、各品目について、化合物の安全性情報や医薬品としての副作用情報や使用経験等を考慮して、量的な区分も行った。また、規制の範囲が明確でないものについては、以後、行政上の判断が容易に行えるように、基原等について検討した。その結果、第2類から第3類に変更が可能と考えられる生薬及び動植物成分72品目、配合量に制限を設け、第2類から第3類に変更が可能と考えられる生薬及び動植物成分32品目、製剤として第2類成分の配合量が少ない等の理由により、第2類から第3類に変更する生薬及び動植物成分19品目、第2類から指定第2類に変更すべき生薬及び動植物成分12品目、第3類から指定第2類に変更すべき生薬及び動植物成分1品目、配合量に制限を設け、第3類から第2類に変更すべき生薬及び動植物成分4品目を、一般用医薬品のリスク区分の検証に関するワーキンググループ会議に、リスク区分を変更すべき品目として、提示した。

研究分担者

大塚英昭 広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授
市瀬浩志 武藏野大学薬学部・薬学研究所教授
袴塚高志 国立医薬品食品衛生研究所生薬部室長

研究協力者

海老塚豊 東京大学名誉教授、国立医薬品食品衛生研究所客員研究員
伊藤美千穂 京都大学大学院薬学研究科准教授
鄭美和 国立医薬品食品衛生研究所生薬部研究員
中村高敏 医薬品医療機器審査機構一般薬等審査部審査役
鈴木麻衣子 医薬品医療機器審査機構安全第一部安全性情報課主査

A.研究目的

現在、生薬製剤一般用配合剤のリスク区分については、「成分単位」で行われており、現在のところ、生薬及び動植物成分として245品目が第2類医薬品として、9成分が指定第2類医薬品として分類される。また、漢方製剤につい

ては、一律に第2類医薬品区分となっているところである。複数成分を含むこれら生薬・漢方製剤のリスク区分は、各配合成分の量や副作用発現状況にかかわりなく、最も高いリスク区分の成分により決定されることとなっており、実際の「製剤単位」でのリスクが評価されていない。このため、複数成分を含む配合剤において、1成分のみ2類成分がある場合でも、その配合量にかかわらず2類医薬品に指定されることになる。また、各生薬及び動植物成分について、日本薬局方等公定書でその指定の範囲が規定されているものであれば、容易に指定範囲について判断が可能であるが、一部のものでは、一般的な名称のみが記載されており、規制の範囲について明確でない場合もある。

上記のような状況を鑑み、本研究では、配合剤に用いられる生薬の成分情報等を調査するとともに、配合剤に使用される生薬量を考慮し、さらに、これまでに生薬・漢方製剤について蓄積されている副作用報告を精査し、適正使用の状況まで調査することで、製剤毎に、科学的な観点からリスク分類が行えるよう検討する。また、規制の範囲が明確でないものについては、以後、行政上の判断が容易に行えるように、基原、本質等規定することを検討する。

本研究は、厚生労働省医薬食品局安全対策課の指定研究として行われるものであり、本研究の成果に基づいた生薬製剤のリスク分類は、医薬品医療機器総合機構で行われる生薬製剤メーカーに対する調査結果と合わせて、同課に報告され、調査会での審議を経て新規なリスク分類として厚生労働省から告示されることになる。従って、本研究は直接的に厚生労働省の医薬品の安全対策行政に貢献するものである。さらに、科学的な考えに基づき、より適切に一般用の生薬・漢方製剤のリスク分類を行うことで、一般用医薬品の積極的な利用を促進し、セルフメディケーションによる国民の健康・福祉に貢献することになる。また、各生薬の指定の範囲を明確にすることで、以後、迅速に行政判断が行えることになり、行政の効率化に貢献することになる。

B.研究方法

本研究は、指定研究として平成22年11月よりスタートし、個々の研究者が担当の作業を行い、会議時作業結果を持ち寄って、個々の品目について議論し、それぞれのリスク区分について判断を行った。会議(全日)は全部で4回(11月8日、12月27日、1月24日、2月25日)開催した。

研究班の最初の会議において、全体的な見直し方針が議論され、まず、研究班の最初の作業として、生薬に関する成分情報に基づき、生薬学、天然物化学的に、これまでリスク分類されていた品目(生薬及び動植物成分)について、改めて、安全性に注意を要する成分が含まれていないか検討することとされた。また、今回のリスク分類見直しでは、個々の品目についてリスク分類を行うだけでなく、各品目について、化合物の安全性情報や医薬品としての副作用情報や使用経験等を考慮して、量的な区分も行うことを班員間で確認した。さらに短時間での作業であるため、班員間で担当を決め(1品目毎に複数の担当者を指定)、まず、これまで行われてきた厚生労働科学研究の研究班の報告書¹⁾を基礎とし、さらに、以下の文献等を参考として、班員間で議論があるときは、基原植物の学名等よりCAS(Chemical Abstracts Service)を検索して化合物レベルの情報を入手するとともに、基原植物及びそのエキス等の安全性についてRTECS(Registry of Toxic Effects of Chemical Substances)で検索を行うこととされた。

- 1 : Botanical Safety Handbook, American Herbal Products Association
- 2 : (新訂) 和漢薬, 医歯薬出版(赤松金芳)
- 3 : The Complete German Commission E Monographs Therapeutic Guide to Herbal Medicines, The American Botanical Council
- 4 : 中薬大辞典, 小学館
- 5 : 和漢薬百科図鑑(難波恒雄)
- 6 : Dictionary of Plant Toxins, Jeffery B. Harborne FRS, Herbert Baxter, Willey
- 7 : WHO Monographs on Selected Medicinal Plants

さらに、品目名そのものが正確には何を対象としているか判らないときには、医薬品の承認書に戻って(医薬品医療機器審査機構担当)、その品目が示す内容について検討することになった。また、厚生労働省としてこれまでの判断と矛盾がないかどうかについても通知²⁾を元に検討することとされた。

班員間において、各品目についてのおおまかな検討が終了した後、第2回目以降の会議を開催し、以後、個別品目について、具体的なリスク分類作業を実施した。

なお、一部の生薬については、生薬からのエキス収率が、安全性に関する計算上必要であることから、幅広く生薬を収集し、エキスを調製して、その収率を実測した。

<倫理面への配慮>

本研究では、ヒト由来試料を用いた実験は行なわず、倫理面で大きな支障となる問題はないと考えられる。

C.結果・考察

班会議では、まず、現行3類とされている品目を対象とし、なんらかの形で区分を見直すべき生薬について検討を行った。その結果、最も汎用とされている生薬であり、同品目が原因である副作用(偽アルドステロン症)が明確であるカンゾウ、類似した有効成分を持つ他の緩下生薬が2類であるにもかかわらず3類に分類されているアロエ、類似した成分を持つキョウニンが2類であるにもかかわらず3類に分類されているトウニン、強い活性の持つ強心配糖体を含有することが報告され、類似の基原植物を持つセイヨウヤドリギが2類に分類されているソウキセイ、PMDAに重篤な副作用が報告されているガジュツ等がリ

スト化され、これらの生薬をどう判断するかは、先に現行 2 類の生薬について見直しを実施した後に検討することとされた。

次に、現行 2 類に分類されている品目について、上記の作業結果に基づき個々の品目について A ランク（安全性に注意を要する強い生理活性成分が含まれておらず、使用量を考慮することなく、引き続き 2 類とすべき品目）、C ランク（安全性に注意を要する成分が知られておらず、食経験等を鑑みても、使用に際し特に問題のない品目であり、3 類として取り扱うことが妥当と考えられる品目）候補、それ以外の生薬を B ランク候補とした。さらに、C ランク候補とされた品目を含む一般用医薬品を洗い出し、医薬品としての使用経験を調査するとともに、個々の医薬品について機関に報告されている副作用情報をあたり、重篤な副作用がないこと、及び副作用情報とその品目との関連性が推定出来るかどうか等を検討し、問題がないと考えられる品目について C ランクと判断した。以下に、個々の品目に対する判断例を示す。

現行 2 類医薬品であるインヨウカクの場合、脳血液閥門を通り、従来から知られていた ED 治療薬様の活性以外にも様々な薬理活性が注目されているプレニルフラボンである icariin 類を含み、さらに生理活性の強いアルカロイド成分 magnoflorin を含有すること、また、Botanical Safety Handbook でも、長期使用の禁止や副作用に関する記述があること等より A ランクと決定した。

さらに、カシュウの場合では、緩下剤としてアントラキノン類の emodin 配糖体が主有効成分と考えられ、文献によれば、emodin 含量は 0.1% 程度であるが、配糖体を含むと 0.4% 以上は存在すると考えられる。さらに emodin の LD50 値は、腹腔内投与、マウスで 35 mg/kg と劇薬基準を満たすこと、Botanical Safety Handbook でも、下痢、胃腸障害等の副作用の記述があること等から、A ランクと判断された。

一方、ゴオウ (Bezoar) の場合には、これまで知られている含有成分で安全性に特に問題のある成分が知られていないこと、RTECS で検索した結果、マウス、経口投与で TDLO が 54 g/kg、と非常に大きく、また主要な含有成分である cholic acid の LD50 値は、マウス、経口投与で 4950 mg/kg であり、cholic acid の含量は文献値で 5-11% であること、医薬品としての使用量は 1 日 1 g 以下であること等を判断し、本品を C ランク候補とした。さらに、ゴオウが含有成分として使用されている一般用

生薬製剤³⁾に関する副作用情報を調べた結果、特に問題がないことを確認して、C ランクと決定した。

なお、ヤツメウナギについては、当初、通常に食用とされるものであること、安全性に注意を要する強い生理活性成分の含有が知られていない等を理由として C ランク候補となつたが、ヤツメウナギ由来の主薬効成分と考えられるビタミン A は摂取量によっては、安全性に注意を要する成分との指摘があり、ヤツメウナギのビタミン A 含量について文献調査を行った。その結果、使用部位、採取季節等でビタミン A 含量に大きなばらつきがあることが報告されており、リスク評価を行うためのビタミン A 含量を決定できないことから、高濃度のビタミン A が含まれる可能性を考慮して、最終的に A ランクに戻した。

次に、現行 2 類であるが、A ランク、C ランクにならない B ランク候補の区分について検討を行った。B ランク候補の品目は、多くの場合、生薬としてこれまで広く使用してきた品目であり、天然物化学的に生薬の生理活性が比較的良く知られていること特徴である。また、基本的にこれらの生薬は、漢方処方の構成生薬であり、これまでの医薬品としての使用経験、医薬品としての生産高等を考えると、漢方製剤原料として使用されている場合が多いものと考えられた。従って、漢方処方での使用量がひとつ目の目安になるものと判断され、生薬製剤³⁾として使われる場合には、主な漢方処方製剤として使われる量の多くとも半量以下を目安とし、指標となる生理活性成分が判っている場合には、個々の生理活性成分毎に、安全性について検討することにした。

例えば、インチンコウは、古来より中国、日本で伝統的に使用してきた生薬であり、成分研究も幅広く行われ、これまでに含有成分として脂肪酸類、芳香族化合物、モノテルペン類、フェニルポリイン類、クマリン類、フラボン類等が知られている。また、Ca²⁺アンタゴニスト活性等、様々な生理活性が報告されているが、成分的に特に強い生理活性を有する成分は知られていない。従って、本品は B ランク候補生薬として、次の様な検討を行った。まず、本品を構成生薬とする漢方処方は、茵陳蒿湯、茵陳五苓散等が知られており、処方上 1 日量 3 g から 14 g と幅広く使われている。また最も使用量が多いと考えられる茵陳蒿湯、茵陳五苓散では、1 日量は 4~6 g の場合が多い。これらの処方では、特異的な副作用情報として、茵陳蒿湯

で発疹、発赤、かゆみ等が、茵陳五苓散における消化器系の副作用が現れることが知られているが、これらは、それぞれの処方の他の構成生薬である桂皮、大黄由来であると考えられており、インチンコウ由来と特定される副作用情報はないと考えられた。さらに、本品が使用されている一般用生薬製剤³⁾は PMDA から提出されたデータでは 7 品目（それぞれの製剤は、構成生薬 3-15 品目からなる）あり、これらの生薬製剤 3) より合計 4 件の副作用報告が存在していることが判明した。この副作用は、発赤、かゆみ、嘔吐、下痢等の比較的軽微なものであり、服用中止あるいは、服用減量にて、副作用が消失したと報告されている上、構成生薬を見ると、漢方処方の場合と同様にインチンコウ以外の生薬が原因である可能性が推定された。以上の判断より、本品目は、生薬としての生理活性は十分にあるものの、比較的安全な生薬（B1 ランク生薬）と判断し、漢方処方での使用量の半量（3 g）を目安として、条件付きで 3 類として取り扱ってよいものと判断した。

また、古来より伝統薬に多く使用されている生薬であるオウバクの場合、主有効成分は、berberine 等のイソキノリンアルカロイドである。これらの成分は 4 級塩であり、腸内殺菌作用は強いものの吸収されにくく、アルカロイドとしては比較的安全な成分と考えられる。また、RTECS によればオウバク水エキスの TDLO は、経口、マウスで 3360 mg/kg と報告されている。我々の実測値では、オウバク水エキスの收率は、原生薬の 12.14%（5 社の生薬からの平均値）であるので、原生薬に換算すると TDLO は、28 g/kg となる。従って、安全係数 100 として、体重 50 kg のヒトに換算すると⁴⁾、投与量 14 g 以下であればある程度の安全性が確保されると考えられ、本生薬を B ランク候補とし、さらに以下の検討を行った。まず、漢方処方では、オウバクは、広く使われているものの、最も処方上の構成生薬量が多い独活湯での 5 g を除けば多くは、1 日量が 1.5-2 g 程度である。他方、生薬製剤³⁾では、オウバクは 10g（単味製剤）から使用されており、最も使用量の多い製剤で 1 日量が 3 g となっている。オウバクの場合、オウバクの使用量の多い単味製剤も含めてオウバクが主薬と考えられる配合量 0.75 g 以上の全ての製剤で、副作用報告がない。従って、オウバクの場合、アルカロイドを含むものの、比較的安全性が確保された B1 ランク生薬と判断し、使用量の最も多い生薬製剤 3) での 3 g を目安として条件付きで 3 類として取り扱って

よいものと判断した。なお、berberine の TDLO 値は、RTECS によればラット、経口投与で 3939-19695 mg/kg と報告されており、安全係数 100 でヒト 50 kg に換算すると⁴⁾、最小値で投与量 2000 mg 程度となる。一方、オウバクの場合、日本薬局方では berberine 含量を 1.2% 以上と規格化しており、香港生薬標準では、実測値に基づいて通常 2.5% 程度含有すると報告している。従って、オウバク 3 g を摂取すると 1 日の berberine 摂取量は 75 mg となり、上記の換算値 2000 mg と比較して十分に小さい値となる。

さらに、オウバクと同様 berberine を代表的な有効成分とするオウレンの場合には、オウバクと同様の理由で B1 ランク生薬と判断し、生薬中の berberine 含量がオウバクの 1/3 程度とされていることを目安として制限値を 1 g とした。

一方、古来より補血、強壮の要薬とされているジオウの場合、成分的には、イリドイド配糖体、メガスティグマン配糖体等が知られており、本品目でも、安全性を十分に考慮すべき強い活性を持つ化合物の存在は知られていない。ただし本品は、Botanical Safety Handbook では、下痢、食欲不振等の副作用が示されており、また、生薬学的にも胃腸障害等の副作用が知られている。本生薬は、漢方処方の構成生薬としては広く使用されており、ジオウ含有の最汎用処方である牛車腎氣丸、八味地黃丸とともに 1 日使用量は 5~8 g となっている一方、本生薬は、生薬学的に要薬であるため、多くの一般用生薬製剤³⁾において、主薬ではなく補助薬的に使用されている。従って、注意を要する生薬はあるが、量的な制限を加えれば安全な生薬として B ランク候補とした。ジオウの場合、前述した理由により使用されている生薬製剤³⁾は非常に多数あり PMDA より提供された資料中 2 類に分類されている製剤だけで 126 品目あり、また、ジオウを使用する全ての製剤で 10 から 30 品目程度の生薬が使用されているため、全品目について副作用情報と生薬の因果関係を確認するのは困難と考えられた。そこで、このような生薬の場合には安全性を考えて汎用漢方処方の一般的な使用量の 1/10 量である 0.8 g を目安として、この値以下を 3 類とした場合に、3 類となる製剤に絞って副作用情報の確認を行った。その結果、報告されている副作用は、腹部（及び胃部）不快感、食欲不振、搔痒症等であり、重篤なものは見出せなかった。従って、本品は少量使用される場合には比較的安全な生薬（B2

ランク生薬)と判断し、汎用漢方処方での使用量の1/10程度(0.8g)を目安として、条件付きで3類として取り扱ってよいものと判断した。

個々の品目につき、以上のような判断を個別に行い、最終的に現行の2類245品目より3類に変更すべきもの72品目、量的条件をつけて3類に変更するもの51品目となった。

次に、当初検討した3類から2類へ変更が必要ではないかとの提案がなされた生薬について、量的な検討も含めて議論を行った。その結果、まず、ソウキセイについて、その成分として強心配糖体が知られており、量規制を行わず無条件で2類にすべきとの意見がだされ、さらに強心配糖体のリスクを考えれば、指定2類が適切との結論が得られた。また、基原が寄生植物であり、寄生先の植物の生理活性成分を持ち込むことがある、中国では使用による死亡例が報告(香港生薬標準における会議での報告)されているとの情報もある。

一方、最も汎用されている生薬であるカンゾウについては、食品としての1日最大摂取量の調査(海外での許容一日摂取量10mgあるいは、0.2mg/kg体重)、glycyrrhetic acidの配合量の規制(1日40mgを超える場合には副作用について使用上の注意を記載する、カンゾウでの平均含量4%とすると1日1gカンゾウ)等の調査を行った結果、最終的に、同品目が原因である副作用(偽アルドステロン症)が明確であり、厚生労働省の通知で1日配合量が原生薬として1g以上ある場合、添付文書に注意喚起情報が記載されることを考慮して、1g以上の使用は2類とすべきとの結論がだされた。

さらに、アロエについては、医薬品として使用されていることを考慮すると、通常日本薬局方に規定されたアロエと考えられるため、薬局方で規定された使用部位である葉の液汁(乾燥物)について、安全性を検討したRTECSを検索したところ、葉の液汁乾燥物のデータが存在しなかった。そこで薬局方で定量値が4.0%以上と規定されている主活性成分であるbarbaloinのデータについて調査した。その結果、経口のLDL0値が0.5g/kg(ネコ)であることが判明した。局方アロエにおける同物質の平均含量を5.0%として安全係数1000、ヒト体重50kgとすると⁴⁾、1日量0.5g程度が一応の目安と考えられた。そこで、この数字を目安として、これまでの生薬製剤³⁾としての使用量と副作用情報を調べた結果、アロエ単独製剤において1日量0.75gまででは、特に副作用が報告されていない(含有生

薬製剤³⁾では、軽微なもの3件)ことが判明し、この値を超える使用は2類とすべきと結論した。

トウニンの場合、安全性について議論すべき化合物はamygdalinであると考えられるため、まず本化合物についての毒性情報をRTECSの検索で入手した。その結果、本化合物の経口投与、サルに対するLDL0は、167mg/kgであることが判明した。一方、トウニン中のamygdalin含量は、2%程度(局方規格値1.2%以上)と考えられるので、安全係数1000、ヒト体重50kgとすると⁴⁾、1日量として0.4~0.5g程度が一応の目安と考えられた。本生薬は、ジオウ同様、非常に汎用されている生薬である一方、トウニン単独の製剤は存在せず、生薬製剤³⁾の場合、10品目以上の生薬の混合製剤であるため、トウニン単独としての副作用情報は生薬製剤³⁾のデータからは判断しにくいものと考えられた。そこで、ジオウと同様、トウニンが実際に最も使用されていると考えられる汎用漢方製剤のトウニンの1日使用量を調べた。その結果、桃核承気湯、桂枝茯苓丸で4~5gであることが判明した。よって、トウニンについては、amygdalin含量に基づいた考察に加え、ジオウと同様に汎用漢方処方での使用量の1/10(0.5g)を補助薬的に使用する制限値として、B2ランク生薬と判断し、この値を超える使用は2類とすべきと結論した。

ガジュツについては、様々な生理活性が知られており、セスキテルペン類については注意を要する成分と考えるべきである。RTECSによれば、ガジュツ抽出物の経口、マウスでの毒性がLD50値で5148mg/kgと、抽出物としては注意を要する値であること等が言及される一方、食品としても、安全性に言及することなく広く出回っている生薬であり、どのように対処すべきか議論があった。これらの議論を踏まえ、最終的にガジュツに真昆布末を僅かに加えただけの製剤において、重篤な副作用が39例も報告されている事実を重く見て、B1ランクの生薬と判断し、重篤な副作用報告のない5g以下のもののみ3類として取り扱い、この値を超える使用は2類とすべきと結論した。

以上のような議論に基づき、3類より量的制限をつけた3類に変更するもの4品目、3類より指定2類に変更するもの1品目となった。

さらにこれまでの議論の中から、Aランク(安全性に注意を要する強い生理活性成分が含まれており、使用量を考慮することなく2類とす

べき品目)と判断されている品目のうち、明確な毒物を含む品目は、特に注意を要する品目と考え指定2類とすべきではとの意見が出され、議論の結果、生薬学、天然物化学的に、毒性の高い化合物を含んでいる品目をAランクの品目より抽出し、新たに指定2類とすることされた。指定2類と判断された品目と理由となる毒性の高い化合物(括弧内)は以下のとおり12品目である。

加工ブシ(ブシアルカロイド類)、ブシ(ブシアルカロイド類)、ホウブシ(ブシアルカロイド類)カロコン(トリコサンチン、カラスリン等のタンパク)、クジン(マトリン等のアルカロイド類)、セイヨウトチノキ種子(サポニン成分等)、セイヨウヤドリギ(強心配糖体、ペプチド類及びレクチン類)、セキサン(ヒガンバナアルカロイド類)、センソ(強心ステロイド、アルカロイド等)、ダツラ(トロパンアルカロイド類)、ベラドンナ(トロパンアルカロイド類)、ホミカ(ストリキニーネ等のアルカロイド類)。

なお、現リスク区分にある品目名が、それぞれ何を表しているのか基原について一部曖昧であるが⁵⁾、これを正確に調べるには、個々の医薬品の承認書を全てに当たっていく必要があり、現段階では、この問題はペンディングとなっていることを付記する。

D. 結論

以下の生薬及び動植物について、現行の分類を変えることが適切と考え、一般用医薬品のリスク区分の検証に関するワーキンググループ会議(第1回:平成23年2月4日、第2回:3月25日)に提示した。

第2類から第3類に変更が可能と考えられる生薬及び動植物成分(Cランク品目、*があるものは、外用剤を除く=外用剤が既に3類であることを示す)72品目

アンソッコウ*、イヌザンショウ*、イヌザンショウ果実*、エゾノレンリソウ、エンメイソウ*、ガイシ*、カイバ*、ガイヨウ*、カゴソウ*、キバン*、キヨウオウ*、キンギンカ*、クニン、コウエン、ゴウカイ*、ゴオウ、コズイシ*、コトウイ*、コトウニン*、ゴバイシ*、コロハ*、サヨウ*、サンキライ*、サンシシ*、サンソウニン*、サンリョウ*、シクンシ*、シャジン*、シャゼンソウ*、シュロヨウ*、シンキク*、ズシ、センタウリム草*、ソウヒヨウショウ*、ゾクダン*、ダイウイキョウ*、タイカ*、ダイフウシ、

タラ根皮*、タラ根*、チクジョ*、チユ*、ツユクサ*、ティレキシ、テンジクオウ*、トウシンソウ*、冬虫夏草*、トショウジツ*、ナンバンゲ*、ハクシニン*、バッカツ、ヒカイ*、ヒハツ*、ビヤクゴウ、ビヤクレン*、ビワヨウ、プランタゴ・オバタ種子*、プランタゴ・オバタ種皮*、ボウコン*、ホオウ*、ボチョウコウ、ホホバ*、マシニン*、マツフジ、モッカ*、モッコウ*、モツヤク(外用剤に限り3類)、ヨウバイヒ、ラタニア、リョウキョウ*、レンセンソウ*、ロクキン*

配合量に制限を設け、第2類から第3類に変更が可能と考えられる生薬及び動植物成分(B1ランク品目、*があるものは外用剤を除く)32品目

インチン*(配合量条件3g)、インチンコウ*(配合量条件3g)、ウヤク*(配合量条件1g)、オウゴン*(配合量条件2g、本品目は、WG、調査会の審議を経て配合量条件が1gに変更となった)、オウバク*(配合量条件3g)、オウレン*(配合量条件1g)、カッコウ*(配合量条件3g)、カッコン*(配合量条件4g)、カッセキ*(配合量条件1.5g)、カラセンキュウ*(配合量条件2.5g)、ケイガイ(配合量条件1g)、ケイガイホ(配合量条件1g)、ゲンジン*(配合量条件0.5g)、ゴシツ*(配合量条件1.5g)、ゴボウシ*(配合量条件1.5g)、ジャショウシ*(配合量条件0.6g)、ジリュウ*(配合量条件1.5g)、ジンコウ*(配合量条件1g)、センキュウ*(配合量条件2.5g)、ゼンコ*(配合量条件1.25g)、ソウジュツ*(配合量条件2.25g)、ソボク*(配合量条件1g)、タクシャ*(配合量条件3g)、チョレイ*(配合量条件2.25g)、テンマ*(配合量条件1g)、テンモンドウ*(配合量条件1.25g)、ドクカツ*(配合量条件1.5g)、ビヤクシ*(配合量条件1.6g)、ビヤクジュツ*(配合量条件2.25g)、ブクリョウ*(配合量条件4g)、マンケイシ*(配合量条件0.5g)、リュウタン*(配合量条件0.75g)

製剤として第2類成分の配合量が少ない等の理由により、第2類から第3類に変更する生薬及び動植物成分(B2ランク品目、*があるものは外用剤を除く)19品目

イレイセン(配合量条件0.15g)、キヨウカツ*(配合量条件0.15g)、キヨウニン*(配合量条件0.2g)、コウボク*(配合量条件0.3g)、ゴシュユ*(配合量条件0.4g)、サイコ*(配合量条件0.7g)、サイシン*(配合量条件0.3g)、

ジオウ* (配合量条件 0.8g), ジコッピ (配合量条件 0.2g), ショウマ* (配合量条件 0.15g), シンイ* (配合量条件 0.3g), セッコウ* (配合量条件 1.5g), チョウトウコウ* (配合量条件 0.3g), ハング (配合量条件 0.6g), ボウイ* (配合量条件 0.5g), ボウフウ* (配合量条件 0.3g), ボタンビ* (配合量条件 0.4g), モクツウ (配合量条件 0.3g), レンギョウ (配合量条件 0.3g)

第2類から指定第2類に変更すべき生薬及び動植物成分12品目 (*があるものは外用剤を除く)

加工ブシ, ブシ, ホウブシ, カロコン*, クジン*, セイヨウトチノキ種子*, セイヨウヤドリギ*, セキサン*, センソ*, ダツラ*, ベラドンナ*, ホミカ*

第3類から指定第2類に変更すべき生薬及び動植物成分1品目

ソウキセイ

配合量に制限を設け、第3類から第2類に変更すべき生薬及び動植物成分(B1ランク生薬)4品目

アロエ (配合量条件 0.75g), ガジュツ (配合量条件 5g), カンゾウ(配合量条件 1g未満), トウニン (配合量条件 0.5g)

E. 健康危機情報

特になし

F. 研究発表等

特になし

References and Notes

- 1) 厚生労働科学研究費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)の有効性及び安全性等の評価に関する研究」平成17年度総括・分担研究報告書 第2分冊
- 2) 無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日薬発第476号厚生省薬務局長通知)最終改正平成21年2月20日薬食発第0220001号、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限

り医薬品として判断しない成分本質(原材料)リスト」

- 3) ここで言う「生薬製剤」とは、漢方処方製剤を含まない狭義の生薬製剤であり、本文ではこれ以降、生薬製剤をこの狭義の意味で使用している。
- 4) 現段階で存在している毒性学的な数値より安全性に関するおおまかな目安を得るために、経口のデータが有る場合に、TDL0 (Toxic Dose Low, 最小毒性量) では安全係数100を、LDL0 (Lethal Dose Low, 最小致死量)では安全係数1000を使用して、換算した。
- 5) 例えば、新たに指定2類と判断した、加工ブシ、ブシ、ホウブシの3品目は、日本薬局方上では、一括してブシ(正名ブシ、別名は加工ブシ、なんらかの処理で減毒されたもののみ扱っている)として規制を行つており、日本薬局方を基準とすれば、これらの品目は同一のものと判断される。一方、リストで示している品目名称の示すものが具体的に何であるかを確認するには、個々の生薬製剤の承認書に記載された生薬名称と基原本質との照合作業を行う必要がある。

厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
分担研究報告書

分担研究課題名 一般用医薬品生薬製剤のリスク分類見直しに関する研究

研究代表者 合田幸広 国立医薬品食品衛生研究所生薬部長

研究分担者 市瀬浩志 武藏野大学薬学部・薬学研究所教授

研究分担者 萩塚高志 国立医薬品食品衛生研究所生薬部室長

研究要旨 一般用医薬品に含まれる生薬及び動植物成分について、成分情報の精査に加えて副作用情報等まで含めた安全性に対するリスク分類をする目的で、第2類医薬品に含まれる245品目を中心に、生薬学・天然物化学等の学術的観点から文献ならびにデータベースに基づく調査を行い、リスク分類の再区分と品目の本質について検討を行った。また、品目が生薬である場合、量的な目安を検討するため、その生薬が使用されている漢方処方について使用量を中心とした調査を行った。次いで区分が低位に変更される可能性のある品目について、個別に同品目を含む一般用医薬品を洗い出し、医薬品としての使用経験を調査するとともに、個々の医薬品について機構に報告されている副作用情報を調査し、重篤な副作用がないこと、及び副作用情報とその品目との関連性が推定出来るかどうか等を検討した。

研究協力者

海老塚豊 東京大学名誉教授

大塚英昭 広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授

伊藤美千穂 京都大学大学院薬学研究科准教授

鄭美和 国立医薬品食品衛生研究所生薬部研究員

中村高敏 医薬品医療機器審査機構一般薬等審査部審査役

鈴木麻衣子 医薬品医療機器審査機構安全第一部安全性情報課主査

れる副作用情報等まで含めた安全性に対するリスク分類（第2類または第3類）を検討した例はなく、リスク分類の対象となる生薬の規制範囲についても、包括的に検討されていない。本研究は、OTC配合剤に用いられる生薬の成分情報等を幅広く文献調査するとともに、配合剤に使用される生薬量を考慮し、さらに、生薬・漢方製剤毎に、科学的な観点からリスク分類が行えるようにすることで、レギュラトリーサイエンス研究として厚生労働行政に資することを総括目的としている。

A. 研究目的

一般用医薬品（OTC）として販売される生薬及び生薬製剤に関して、成分情報の精査に加えて医薬品医療機器総合機構に集約さ

B. 研究方法

本分担研究では、まず、第2類（指定第2類を含む）、第3類の各リスク分類されている生薬及び動植物に関して、生薬学・天然物

化学等の学術的観点から文献ならびにデータベースに基づく調査を行い、本質情報も含め、リスク区分見直しの判断材料を収集整理した。また、品目が生薬である場合、量的な目安を検討するため、その生薬が使用されている漢方処方について使用量を中心とした調査を行った。次いで区分が低位に変更される可能性のある品目について、個別に同品目を含む一般用医薬品を洗い出し、医薬品としての使用経験を調査するとともに、個々の医薬品について機構に報告されている副作用情報を調査し、重篤な副作用がないこと、及び副作用情報とその品目との関連性が推定出来るかどうか等を検討した。

1) 調査対象生薬の種類と品目数の確認

厚生労働省安全対策課（以下、安全対策課）より配布された医薬品リストから品目数を確認した。

- ・第2類医薬品 245品目
- ・指定第2類医薬品 9品目
- ・第3類医薬品 408品目

2) 調査の材料となる基本資料の確認

以下の刊行物を基本資料とした。

- ・専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト、及び医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品として判断しない成分本質（原材料）リスト（無承認無許可医薬品流通防止のための医薬品の範囲基準ガイドブック、第5版、じほう刊）
- ・厚生労働科研補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合事業「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）の有効性及び安全性等の評価に関する研究」の平成17年度総括・分担研究報告書第2分冊
- ・Botanical Safety Hand Book, American Herbal Products Association (BSH)

さらに、安全対策課、（独）医薬品医療機器総合機構（以下、機構）より配布された以下の資料も参考にした。

リスク区分に関するこれまでの経緯（別紙1）、新範囲医薬部外品移行について（別紙2）、一般用医薬品に配合される生薬成分に係る添付文書上の取り扱い（平成14年8月29日付け医薬案発第0829001号・医薬審発第0829001号より抜粋）、第2類医薬品リスト（漢方製剤を除く）に掲載される医薬品に関して機関で集約した副作用報告。

調査対象生薬の決定

第2類品目については、班員間で担当を決め（1品目毎に複数の担当者を指定）、基本資料の確認と合わせて、まず生薬学、天然物化学的な成分調査を実施した。第3類医薬品408品目については、これまでの副作用情報と生薬学、天然物化学的な知見を元に、重点的に調査を行う品目を会議で決定し、調査を実施した。

生薬学、天然物化学的な調査には、基本資料に加えて、以下の文献を主に利用した。

1: Botanical Safety Handbook, American Herbal Products Association

2: (新訂) 和漢薬, 医歯薬出版 (赤松金芳)

3: The Complete German Commission E Monographs Therapeutic Guide to Herbal Medicines, The American Botanical Council

4: 中薬大辞典, 小学館

5: 和漢薬百科図鑑 (難波恒雄)

6: Dictionary of Plant Toxins, Jeffery B. Harborne FRS, Herbert Baxter, Willey

7: WHO Monographs on Selected Medicinal Plants

また、個別に、品目の基原植物の学名等よりCAS (Chemical Abstracts Service) を検索して化合物レベルの情報を入手とともに、基原植物及びそのエキス等の安全性についてRTECS (Registry of Toxic Effects of Chemical Substances)により情報を入手

した。さらに、対象品目がどのような生薬製剤に含有されているかは、インターネット、JAPIC 刊行一般用医薬品集等で調査し、含有医薬品が判明した場合には、機構の担当者が承認書に戻って、その基原、本質について調査を行った。

さらに、医薬品としての販売状況は、別に機構の担当者が調査を行うとともに、漢方製剤については、平成 20 年薬事工業生産動態統計年報の生産動態調査を利用した。また、漢方処方製剤の中の構成生薬の含有量については、JAPIC 刊行医療用及び一般用医薬品集等で調査した。

C. 結果と考察

第二類医薬品について基本情報と一次調査の際のコメントについてまとめたものを、添付のリスク区分検討シートに示す。

基本情報の段階で、基原・本質が明確でないものについては、以下の様に検討を行った。

まず、カタカナ書きされた告示名が漢字の何に由来するのかが判らない場合には、漢字を想像して、判断を行った。例えば、ボチョウコウの場合「母丁香」とまず推定した。この場合、植物名としてのチョウジ (*Syzygium aromaticum*) の果実ということになるが、リスク区分では別にチョウジは 3 類に分類されている。従って、このチョウジは、植物名ではなく、生薬名のチョウジだと考え、部位は局方でつぼみ（蕾）と規定した。一方、「食薬区分通知」で非医薬品成分として示された名称チョウジは、花蕾・葉の精油と定義されており、他名としてクローブ・チョウコウ・チョウジ油が示されている。これらを考え合わせ、*Syzygium aromaticum* の果実は 2 類で、蕾は 3 類と規定していると解釈した。ついで、母丁香はどのような医薬品の原材料なのか調査を行ったところ、商品名「海馬補腎丸」の構成生薬であることが判明した。そこで、医薬品機構

に問い合わせ、本品の本質について確認した後、リスク分類について議論を行った。また、告示名マツフジの場合には、生薬「松藤」（ショウトウと読む）と判断した。このものは、赤松「和漢薬」では、マツブサ科マツブサ *Schizandra nigra* の木部と規定されているが、最終的に、マツフジが、どの医薬品の原材料であるか、たどり着くことはできなかった。

また、ブシ類の場合には、日本薬局方では加工ブシ、ブシ、ホウブシの 3 品目は、一括してブシ（正名ブシ、別名は加工ブシ、なんらかの処理で減毒されたもののみ扱っている）として規制を行っており、日本薬局方を基準とすれば、これらの品目は同一のものと判断される。この場合においても、リストで示している品目名称の示すものが具体的に何であるかを確認するには、個々の生薬製剤の承認書に記載された生薬名称と基原本質との照合作業を行う必要があるため、これ以上の確認作業を行っていない。

研究班では、最終的に告示名は、医薬品の承認書に書かれた名前であると判断し、訂正した場合の影響を考えて、学術的にビヤッキョウザン（正しくはビヤッキョウサン）のように明らかに間違いではないかと判断される場合でも、ワーキンググループへの報告は、告示名をそのまま用いた。また、個々の品目について学術的に定義することは、ある程度可能と考えられたが、行政的な影響を考えて、現段階ではペンディングとした。

次に、量的な考慮をすべきと判断されたものは、漢方処方製剤の処方量を調べ、このものと、狭義の生薬製剤における使用量について比較を行った。第一次調査の段階で、量的な考慮をすべきと判断された品目について、漢方処方製剤の使用量を中心にまとめたものを表として別に示す。なお、オオバクは、本表にデータを示していないが、漢方処方では、最も構成生薬量が多い処方は、独活湯で、

最大処方量は 5 g であり、それ以外の処方では、1 日量が 1.5-2 g である。

さらに、総括報告書に記載された手続きをとり、含有成分や、生薬毎のエキス収率等を考慮して、個々の品目についてリスク区分を議論した。例えば、オオバクの場合は、以下の様な調査と議論を行った。

オオバクの主有効成分は、berberine 等のイソキノリンアルカロイドである。これらの成分は 4 級塩であり、腸内殺菌作用は強いものの吸収されにくく、アルカロイドとしては比較的安全な成分と考えられる。また、RTECS によればオウバク水エキスの TDL0 は、経口、マウスで 3360 mg/kg と報告されている。我々の実測値では、オウバク水エキスの収率は、原生薬の 12.14% (5 社の生薬からの平均値) であるので、原生薬に換算すると TDL0 は、28 g/kg となる。従って、安全係数 100 として、体重 50 kg のヒトに換算すると、投与量 14 g 以下であればある程度の安全性が確保されると考えられるものと判断した。次いで、漢方処方での使用量は、1 日量が 1.5-2 g 程度、生薬製剤では、オウバクは 10g (単味製剤) から使用されており、最も使用量の多い製剤で 1 日量が 3 g となっていることを確認し、この量を目安とした。また、berberine の TDL0 値は、RTECS によればラット、経口投与で 3939-19695 mg/kg と報告されており、安全係数 100 でヒト 50 kg に換算すると、最小値で投与量 2000 mg 程度。一方、オウバクの場合、日本薬局方では berberine 含量を 1.2% 以上と規格化しており、香港生薬標準では、実測値に基づいて通常 2.5% 程度含有すると報告している。従って、オウバク 3 g を摂取すると 1 日の berberine 摂取量は 75 mg となり、上記の換算値 2000 mg と比較して十分に小さい値と判断した。

次に、区分が低位に変更される可能性のあ

る品目について、個別に同品目を含む一般用医薬品を洗い出し、医薬品としての使用経験を調査するとともに、個々の医薬品について機構に報告されている副作用情報を調査し、重篤な副作用がないこと、及び副作用情報とその品目との関連性が推定出来るかどうか等を検討した。

例えば、オウバクの場合、オウバクの使用量の多い単味製剤も含めてオウバクが主薬と考えられる配合量 0.75 g 以上の全ての製剤で、副作用報告がないことを確認した。

また、ジオウでは、ジオウを使用する生薬製剤が非常に多数あり、それらの全ての製剤で 10 から 30 品目程度の生薬が使用されているため、全品目について副作用情報と生薬の因果関係を確認するのは困難と考えた。そこで、このような生薬では、汎用漢方処方の一般的な使用量の 1/10 量である 0.8 g を目安とし、この値以下を 3 類とした場合に、3 類となる製剤に絞って副作用情報の確認を行った。その結果、報告されている副作用は、腹部 (及び胃部) 不快感、食欲不振、搔痒症等であり、重篤なものは見出せなかった。

一方、区分を上位に変更する品目については、以下の様な作業を行った。

まず、現行 3 類とされている品目を対象とし、なんらかの形で区分を見直すべき生薬について検討を行った。その結果、最も汎用とされている生薬であり、同品目が原因である副作用 (偽アルドステロン症) が明確であるカンゾウ、類似した有効成分を持つ他の緩下生薬が 2 類であるにもかかわらず 3 類に分類されているアロエ、類似した成分を持つキヨウニンが 2 類であるにもかかわらず 3 類に分類されているトウニン、強い活性の持つ強心配糖体を含有することが報告され、類似の基原植物を持つセイヨウヤドリギが 2 類に分類されているソウキセイ、機構に重篤な副作用が報告されているガジュツ等がリス

ト化された。

次に、量的な検討も含めて議論を行った。その結果、まず、ソウキセイについて、その成分として強心配糖体が知られており、量規制を行わず無条件で 2 類にすべきとの意見がだされ、さらに強心配糖体のリスクを考えれば、指定 2 類が適切との結論が得られた。また、基原が寄生植物であり、寄生先の植物の生理活性成分を持ち込むことがある、中国では使用による死亡例が報告（香港生薬標準における会議での報告）されているとの情報もあることも参考とされた。

一方、最も汎用されている生薬であるカンゾウについては、食品としての 1 日最大摂取量の調査（海外での許容一日摂取量 10mg あるいは、0.2mg/kg 体重）、glycyrrhizic acid の配合量の規制（1 日 40mg を超える場合には副作用について使用上の注意を記載する、カンゾウでの平均含量 4% とすると 1 日 1 g カンゾウ）等の調査を行った結果、最終的に、同品目が原因である副作用（偽アルドステロン症）が明確であり、厚生労働省の通知で 1 日配合量が原生薬として 1 g 以上ある場合、添付文書に注意喚起情報が記載されることを考慮して、1 g 以上の使用は 2 類にすべきとの結論がだされた。

さらに、アロエについては、医薬品として使用されていることを考慮すると、通常日本薬局方に規定されたアロエと考えられるため、薬局方で規定された使用部位である葉の液汁（乾燥物）について、安全性を検討した RTECS を検索したところ、葉の液汁乾燥物のデータが存在しなかった。そこで薬局方で定量値が 4.0% 以上と規定されている主活性成分である barbaloin のデータについて調査した。その結果、経口の LD₅₀ 値が 0.5 g/kg（ネコ）であることが判明した。局方アロエにおける同物質の平均含量を 5.0% として安全係数 1000、ヒト

体重 50kg とすると、1 日量 0.5g 程度が一応の目安と考えられた。そこで、この数字を目安として、これまでの生薬製剤としての使用量と副作用情報を調べた結果、アロエ単独製剤において 1 日量 0.75 g まででは、特に副作用が報告されていない（含有生薬製剤では、軽微なもの 3 件）ことが判明し、この値を超える使用は 2 類にすべきと結論した。

トウニンの場合、安全性について議論すべき化合物は amygdalin であると考えられるため、まず本化合物についての毒性情報を RTECS の検索で入手した。その結果、本化合物の経口投与、サルに対する LD₅₀ は、167 mg/kg であることが判明した。一方、トウニン中の amygdalin 含量は、2% 程度（局方規格値 1.2% 以上）と考えられるので、安全係数 1000、ヒト体重 50 kg とすると、1 日量として 0.4～0.5 g 程度が一応の目安と考えられた。本生薬は、ジオウ同様、非常に汎用されている生薬である一方、トウニン単独の製剤は存在せず、生薬製剤の場合、10 品目以上の生薬の混合製剤であるため、トウニン単独としての副作用情報は生薬製剤のデータからは判断しにくいものと考えられた。そこで、ジオウと同様、トウニンが実際に最も使用されていると考えられる汎用漢方製剤のトウニンの 1 日使用量を調べた。その結果、桃核承気湯、桂枝茯苓丸で 4～5 g であることが判明した。よって、トウニンについては、amygdalin 含量に基づいた考察に加え、ジオウと同様に汎用漢方処方での使用量の 1/10（0.5 g）を補助薬的に使用する制限値として、B2 ランク生薬と判断し、この値を超える使用は 2 類にすべきと結論した。

ガジュツについては、様々な生理活性が知られており、セスキテルペン類については注意を要する成分と考えるべきである。

RTECS によれば、ガジュツ抽出物の経口、マウスでの毒性が LD50 値で 5148mg/kg と、抽出物としては注意を要する値であること等が言及される一方、食品としても、安全性に言及することなく広く出回っている生薬であり、どのように対処すべきか議論があつた。これらの議論を踏まえ、最終的にガジュツに真昆布末を僅かに加えただけの製剤において、重篤な副作用が 39 例も報告されている事実を重く見て、重篤な副作用報告のない 5g 以下のもののみ 3 類として取り扱い、この値を超える使用は 2 類とすべきと結論した。

さらにこれまでの議論の中から、安全性に注意を要する強い生理活性成分が含まれており、使用量を考慮することなく 2 類とすべき品目と判断されている品目のうち、明確な毒物を含む品目は、特に注意を要する品目と考え指定 2 類とすべきではとの意見が出され、議論の結果、生薬学、天然物化学的に、毒性の高い化合物を含んでいる品目を A ランクの品目より抽出し、新たに指定 2 類とすることとされた。指定 2 類と判断された品目と理由となる毒性の高い化合物（括弧内）は以下のとおり 12 品目である。

加工ブシ（ブシアルカロイド類）、ブシ（ブシアルカロイド類）、ホウブシ（ブシアルカロイド類）カラコン（トリコサンチン、カラスリン等のタンパク）、クジン（マトリン等のアルカロイド類）、セイヨウトチノキ種子（サポニン成分等）、セイヨウヤドリギ（強心配糖体、ペプチド類及びレクチン類）、セキサン（ヒガンバナアルカロイド類）、センソ（強心ステロイド、アルカロイド等）、ダツラ（トロパンアルカロイド類）、ベラドンナ（トロパンアルカロイド類）、ホミカ（ストリキニーネ等のアルカロイド類）。

このような、作業を個々の品目について行い、最終的に、総括報告書に示したように、

第 2 類から第 3 類に変更が可能と考えられる生薬及び動植物成分 72 品目、配合量に制限を設け、第 2 類から第 3 類に変更が可能と考えられる生薬及び動植物成分 32 品目、製剤として第 2 類成分の配合量が少ない等の理由により、第 2 類から第 3 類に変更する生薬及び動植物成分 19 品目、第 2 類から指定第 2 類に変更すべき生薬及び動植物成分 12 品目、第 3 類から指定第 2 類に変更すべき生薬及び動植物成分 1 品目、配合量に制限を設け、第 3 類から第 2 類に変更すべき生薬及び動植物成分 4 品目について、区分変更候補品目とした。一般用医薬品のリスク区分の検証に関するワーキンググループ会議及び安全対策調査会で使用されたこれらの品目表等を別に添付する。

なお、副作用情報では、重篤な症例事例の中に、他の医薬品等との併用や、服用者自身の健康状態に起因すると考えられる事例も多くみられたことを付記する。また、重篤な事例には、エキスを使用した場合より、生薬末を使用した場合の方がやや多いように見受けられたが、この点について、明確な調査をおこなっておらず、今後の検討課題のひとつと思われる。

D. 結論

ワーキンググループ会議で使用された品目表で示す生薬及び動植物について、現行第 2 類の 72 品目を第 3 類へ、51 成分を条件付き 3 類へ、12 成分を指定 2 類へ、現行 3 類の 4 品目を第 2 類へ、1 品目を指定 2 類へ、区分変更することが適切との結論に至った。

E. 研究発表 なし

F. 知的財産権の出願・登録情報 なし

「第二類医薬品」リスク区分検討シート

告示品目名	別名等	食薬区分 ^{a)}	食薬区分(部位／備考) ^{a)}	新範囲部外品目の種別 ^{c)} (直近の変更) ^{b)}	新範囲部外品目の種別 ^{c)} (生葉1日最大分量 g)	一次調査コメント	専医 研究班 評価 ^{d)}	BSH ^{e)}
1 ホカショウ。ただし、外用剤を除く。						EmodinのLD50は、i.p. mouseで、35mg/kg, RTECS, 3-O-Me体で、10mg/kg, エモジン量にによる。茎の最大含量は0.1%程度、HKCMMSでは2.35.4%、OH, 2-glu stilbene 2.2%以上、HKCMMS茎 emodinは0.018%が最低条件だが、freeのemodinは、totalの1/5で、配糖体を入れると実際は、0.4%03%程度以上はある。山崎先生の実測でemodin最大含量0.093%、広東産 赤カショウは、スチルベン、エモジン量なども少ないとされているが、植物的に区別できるか、定義が不明確なので、カショウと同じように扱うべき		
2 亜麻仁。ただし、外用剤を除く。	非医	種子・種子油／ただし、登録はアマニン・アマニ油				製油、薬業、米国・カナダで使用制限あり	A	2d
3 アルニカ。ただし、外用剤を除く。	専医	全草				不明 松田医薬品株式会社の「ヒカA」		
4 アンズオール。ただし、外用剤を除く。	非医	樹皮／ただし、登録はアンズコウキ				食品として使用されている。香料		
5 アンズコウ。ただし、外用剤を除く。	アラギ	枝・心材・葉／果実は「非医」				タキサン系化合物配合	A	無記載
6 イチイ。ただし、外用剤を除く。	非医	果・根／ただし、登録はイスサンショウ						
7 イヌザンショウ。ただし、外用剤を除く。	非医	果実・根／ただし、登録はイスサンショウ						
8 イヌザンショウ果実。ただし、外用剤を除く。								
9 イレイセン	シナボタンソル	根・根茎／葉は「非医」				プロトアネモリン含、薬業	A	1
10 インテン。ただし、外用剤を除く。		花梗・花全草				局方品、食経験なし、量で制限2g以下(一般的処方での使用量の半量)		
11 インシンコウ。ただし、外用剤を除く。	カワラヨモギ	花梗・花全草				局方品、食経験なし、量で制限2g以下(一般的処方での使用量の半量)	B	2b
12 インヨウカク。ただし、外用剤を除く。	イカリソウ	全草				アルカロイド、EUで副作用報告あり	A	2d
13 ウヤク。ただし、外用剤を除く。	テンダウイク	根／葉・実は「非医」					A	無記載
14 ウワカルシ。ただし、外用剤を除く。	クマコケモノ	葉				EUでは説明が必要		
15 エイジン。ただし、外用剤を除く。	ノイバラ	果実・偽果				2b (not to be used during pregnancy) 2d (other specific use restrictions as noted)	B	無記載
16 エンゲルソウ		専医				局方品、茎素化合物、LD50 1.27g/kg 基原植物の問題があるのと逆の意味で2種の方が良いかもしれない。流通、利用のヒロクルタミン露露本を含む。	B	Com E 無記載
17 エンゴサク。ただし、外用剤を除く。	エゾエンゴサク	専医	塊茎			アルカロイド無し、成分確認(3類の可能性大)	A	2b
18 エンメイク。ただし、外用剤を除く。		非医	全草／他名はクロロバナヒキオコシヒキオコシ			アルカロイド含		
			(3)・生・鴨(3)・ビ・胃消膳(3)			食経験あり		

「第二類医薬品」リスク区分検討シート

告示品目名	別名等	食薬区分 ^{a)}	食薬区分(部位／備考) ^{a)}	食薬区分(直近の変更) ^{b)}	新範囲部外品目の種類 ^{c)} (生薬1日最大分量 g)	一次調査コメント	専門研究会評価 ^{d)}	BSH ^{e)}
19 オガニン。ただし、外用剤を除く。	コガネバナ／コガネヤナギ キハダ	専医・一部 非医	根／茎・葉は「非医」		漢方では、要注意、成分为には特に問題となるものが 知られていない、副作用腎臓を元に量規制	B	1	
20 オウバク。ただし、外用剤を除く。		専医・一部 非医	樹皮／葉・実は「非医」		〔オウバク軟エキス・オウバク軟エキスヒドリ〕 ベルベリン、LD50 3.3g/kg、4級毒	A	2b	
21 オウレン。ただし、外用剤を除く。	キクハオウレン	専医・一部 非医	根茎・ひげ根／葉は「非医」		ベルベリン、LD50 880mg/kg、高価であるためまがい物多し	A		
22 カイシン。ただし、外用剤を除く。	カイケベン(海狗鞭)/ オットセイ／コマフアサン	専医・一部 非医	陰莖・睾丸／骨骼筋筋抽出物は「非医」		アルドステロン含有。2類にすべき	A		
23 ガシ。ただし、外用剤を除く。								
24 ガイマ。ただし、外用剤を除く。	カイマ(海馬)	非医	全体／他名はタツノオトシゴ					
25 ガイヨウ。ただし、外用剤を除く。		非医	枝先・葉	カ・胃・瀉・消・生・ 腸・泄・胃消腸	よもぎの葉			
26 加工ブシ	ウツボヅサ	全草	ブシは「專医」					
27 カゴシワ。ただし、外用剤を除く。		専医			局方品、医薬品として使用実態あり、子宮收縮、食経験なし 利尿、消炎。クラス1。RTECSにおいてLD50は、エキスに關して、ratに腹腔内投与で500 mg/kgである。近年、Prunella vulgarisのanti-cancer及びanti-HIV活性が注目を集めていることは確かである。有効成分は不明。	B	1	
28 カシ。ただし、外用剤を除く。	ミロバラン	果実			センノンド含有 LD50 175g/kg、急性下痢、キヨセイハイテ センノード175g)エナニー医で使用せんそりの抗腫瘍薬、 セノノードが入っているという論文は、1968年の論文Indian Journal of Pharmacy (1968), 30(10), 233-4で明確ではない、 量で規制。エモジン量について検討	B	2d	
29 カシュウ。ただし、外用剤を除く。	ツルドクダミ	専医・一部 非医	塊根／茎・葉は「非医」					
30 カスカラグラダ。ただし、外用剤を除く。	バチャヨリ	専医	樹皮		赤カシュウ参照	A	2d	
31 カッコウ。ただし、外用剤を除く。		地土部		カ・胃(3)・瀉(3)・消 (3)・生・腸(3)・ビ・ 胃消腺(3)	アンソロン誘合体、下剤 ペチヨリ、局方品、アルカリド化、BSHでクラス1。医薬部外品の規制値3g	A	2b; 2c; 2d	
32 カッコン。ただし、外用剤を除く。	クズ	専医・一部 非医	根／葉・種子・花・クズ粉は「非医」		イソフラボン、漢方処方の主要生薬	B	1	
33 カッセキ。ただし、外用剤を除く。					漢方処方量を参照			
34 カラコウガク。ただし、外用剤を除く。		専医	コウボクは樹皮		コウボクと同じ扱い	A	無記載	
35 カラセンキュウ。ただし、外用剤を除く。		専医・一部 非医	センキュウは根茎／センキュウの 葉は「非医」		センキュウと同じ扱い	B	(同属のオカゼリC. monnieriiは1)	
36 カロコン。ただし、外用剤を除く。	オオカラスウリ／キカラスウリ／ナカラスウリ	専医・一部 非医	根／果実・種子は「非医」		カラスウリ、トリコサーンチン、堕胎薬、毒性タンパクカラスウリ、 LD50 5.9mg/kg	B	(同属のオカゼリC. monnieriiは1)	
37 カワヤナギ。ただし、外用剤を除く。					ネコヤナギ、サリシン			

「第二類医薬品」リスク区分検討シート

告示品目名	別名等	食薬区分 ^{a)}	食薬区分(部位／備考) ^{a)}	食薬区分(直近の変更) ^{b)}	新範囲外品目の種別 ^{c)} (生薬)最大分量(g)	一次調査コメント	車医研究班評価 ^{d)}	BSH ^{e)}
38カンショウニウ		専医	根			パレリアナ、製油、毒性、LD50 93mg/kg	A	2b
39カンボウイ。ただし、外用剤を除く。							B	無記載
40キササゲ。ただし、外用剤を除く。	シジットウキササゲ	専医	果実					
41キハシ。ただし、外用剤を除く。						利尿剤、カタルポールの含量の幅による。腎障害		
42キヨオオ。ただし、外用剤を除く。						草龜の甲羅、ダンハイク、コレステロール。甲羅のカレシクワムヒコラーゲンなら類でも可か。龜板(クサガメ)は龜甲として神農本草經の上品、また龜板膠としてスッポンの甲羅からとったコラーゲンも売られている。龜板は補腎 止咳 止血 滋補としてうつされている。龜板膠は龜板どほぼ同じであるが、滋補真陰、補血、止血の効力が龜板より優れているとしている。		
43キヨウカソ。ただし、外用剤を除く。		専医	根・根茎	専医・一部種子／カンキヨウニンは「非医」	口盤	ウコン、ガジュランは3種。糧食の副作用 定義は何か? CPDの要黄などすると、ウコンのこと。Crucuma aromaticataだとすると、食品として流通している春ウコン。	A	1
44キヨウニン。ただし、外用剤を除く。	アンズ/クキヨウニン/ホアン	専医・一部種子／カンキヨウニンは「非医」			ブレノグレン-0.028g/合、LD50 283mg/g			
45キンギンカ。ただし、外用剤を除く。	ニントウ	非医	全草	アミグダリン、量的規制、トウニンが現行3類で奇異	A	3		
46ケヨウ。ただし、外用剤を除く。		非医	葉／茎葉はクヨウクシン・クコヨウ	非医とされているが、駆虫活性あり				
47クシン。ただし、外用剤を除く。	クララ	専医	根	ナスクガラが開気丸(生薬製剤)で使用している説にピタマスク	ナス科、降圧ペプチド			
48クニン		非医	果実／登録はピヤクズク(果実)	アルカロイド含有 (白豆蔻)のこと				
49クバク				イスクガラデシコのこと。現在は指定品類				
50クレンピ。ただし、外用剤を除く。		専医	樹皮／登録はセンダン・クレンシ・クレンビ・トキワセンダン・Melia gazedarach(果実・樹皮)／葉は「非医」。トフセンドラン(Melia toosendan)の果実・樹皮は「車医」	カリヲナデシコのこと。どうせんданの木の皮(幹の木)、駆虫葉(ウセンダン)とセンドランは違う。クレンピはセンダンの樹皮では?	A	3		
51ケイガイ		専医	全草					
52ケイガイホ	ケイガイサイ	専医	ケイガイは全草	シソ科、車ら医薬品 實際は全草で流通しているので、今後、まとめる事を考えるべきでは	B	無記載		
53ケンゴシ。ただし、外用剤を除く。	アサガオ	専医・一部種子／葉・花は「非医」		ケイガイと同じ。どちらが本来のケイガイ。実際は全草で流通しているので、今後、まとめる事を考えるべきでは	B	無記載		
54ケンゴシ酢。ただし、外用剤を除く。		非医						
55ケンジン酢。ただし、外用剤を除く。	ゴマノハグサ	専医	根	加味温胆湯のみに使用、2g含量	A	無記載		
56コウエン		非医	果実・花／登録名は「シュカン・コウエン・シトロン	みかん科の植物、果実、				
57コウカイ。ただし、外用剤を除く。		非医	オヤモリ・ゴウカイ・Gekko gecko	ヤモリ。毒性が多いとは限らない、ラオス・タイで食べれる。臭味のタンニン質				
58塗れ出物。ただし、外用剤を除く。				アルドステロン含				

「第二類医薬品」リスク区分検討シート

告示品目名	別名等	食薬区分 ^{a)}	食薬区分(部位)／備考) ^{a)}	新規用部外品的種別 ^{b)} (生葉日最大分量) ^{b)}	一次調査コメント	車医研究班評価 ^{c)}	BSH ^{d)}
59 コウジン。ただし、外用剤を除く。	コウベン(玄狗鞭)	専医	陰莖・睾丸／登録名はニクウケベン・イヌ・クバーラ・ボクイン・キヨウ・ボクインケイ	アルドステロン含 アルカロイド、薬業相当成分を含む	A	記載なし	
60 コウブン。ただし、外用剤を除く。	サクハ・ハマスゲ	専医	根茎	アルカロイド、薬業相当成分を含む	A	1 無記載	
61 コウボク。ただし、外用剤を除く。	ホウキ	専医	樹皮	局方品、強心薬、車ら医薬品	B	記載なし	
62 コオウ。ただし、外用剤を除く。	ウシ	専医	胆囊中の結石	黒膽腎。ナンバオの成分。			
63 コクロジン。ただし、外用剤を除く。	コケモモ	専医・一部 非医	葉／果実は「非医」	ウワクルシの代替、美白成分。妊娠中禁忌。	D	無記載	
64 コケモモヨウ。ただし、外用剤を除く。	イノコヅチ・ヒナタイノコヅチ	専医	根	アルカロイド、食品として毒性が強いわけではない、牛・車腎 アルカロイド、食品として毒性が強いわけではない、牛・車腎 気丸などの処方の半量	B	無記載	
65 コシツ。ただし、外用剤を除く。	ホンゴンシュユ	専医	果実	専ら医薬品、シネフリン(幻覚など)の副作用注意) 子宮収縮作用、HT拮抗作用	A	2d 無記載	
66 コショウコン	イタドリ	専医・一部 非医	根茎／若芽は「非医」	イタドリ、エモジン、量が重要、Polygonum cuspidatum root, CP2010では、eodin含量0.6%以上としている。	A	無記載	
68 コズシ。ただし、外用剤を除く。		非医	果実／他名はコエンドロ・コリアンダー	セリ科、パクチンの種、スペイス(コリアンダー)			
69 コトウイ。ただし、外用剤を除く。				胡桃衣。クルミの殻の中の薄い層壁(子房室の中隔)が胡桃衣。分心木ともいう。薬用部位:胡桃果核の干燥木質隔膜。中国では薬用。頻尿、滯下。葉はアルカラロイドを含む。 RTECSにおいてLD50は、stem bark mg/kgである。クルミの実について毒性に腹腔内投与で15 mg/kgである。			
70 コトウニン。ただし、外用剤を除く。				胡桃仁。クルミの殻の中の子房・種仁が胡桃仁。核桃仁、胡桃肉ともいう。中国では薬用。滋養強精、陰萎、鎮咳。			
71 コベハイ。ただし、外用剤を除く。		非医	鱗状虫糞／現登録はマルデ・ゴバ イシ・Rhizus javanicus	専→非 非医	非医		
72 コボウシ。ただし、外用剤を除く。	ゴボウ	専医・一部 非医	果実・根・葉は「非医」	オオコウモリの糞便という記述もある(柄本天海堂)、薬便な ので食餌の成分に影響される	B	1 記載なし	
73 コレシ。ただし、外用剤を除く。		専医	モモシガニア科動物の糞	胡蘿巴(Trigonella foenum-graecum L.)の種子) フェングリー ケは香辛料、糖分吸収抑制作用があるとしてダイエット素材に			
74 コロハ。ただし、外用剤を除く。		非医	種子	アルカラロイド	A	無記載	
75 コロンボ。ただし、外用剤を除く。		専医	根	抗腫瘍活性成分含有	A	無記載	
76 コンランゴ。ただし、外用剤を除く。		専医	樹皮	抽出物に劇薬相当の毒性			
77 サイコ。ただし、外用剤を除く。	ミシマサイコ	専医・一部 非医	根／葉は「非医」	アリストロキ酸含有	A	1 無記載	
78 サイシン。ただし、外用剤を除く。	ウスバサイン/ケリ ウサイシン	専医	全草	非→專	A	無記載	
79 サヨウ。ただし、外用剤を除く。		非医	全草／現登録はオジャクジタケ・Cynomorium オチャクシタケ・Cynomorium coccineum	毒性低い、類似生薬ニクジョウも非医			

「第二類医薬品」リスク区分検討シート

告示品目名	別名等	食薬区分 ^{a)}	食薬区分(部位/備考) ^{a)}	食薬区分(直近の変更) ^{b)}	新範囲部外品目の種別 ^{c)} (直近の最大分量 ^{d)}	一次調査コメント	研究班評価 ^{e)}	ESH ^{f)}
80 サンキライ。ただし、外用剤を除く。	ケナシサルトリバイラ サルサ/Smilaxglabra 専医・一部 非医	塊茎・根茎/葉は「非医」。サンキ ライ以外のシオデ属の葉・根は 「非医」				医薬品としての使用実績により事ら医	B	なし
81 サンシン。ただし、外用剤を除く。	非医	果実・茎・葉/他名はクチナシ 根/登録名はオオズキ属。サン シンコーン・Physalis属(根)／食用 ホオズキの果実は「非医」				食品としての利用実績多い、 アルカロイド含有、堕胎薬としての過去の利用あり	A	なし
82 サンショウコン。ただし、外用剤を除く。	専医							
83 サンクウニン。ただし、外用剤を除く。	非医	根/他名はサネブタツメ				医薬品としての利用実績あり(家庭薬に配合)日本と中国で 基原が異なる		
84 サンリョウ。ただし、外用剤を除く。						医薬品としての利用実績あり(家庭薬に配合)日本と中国で 基原が異なる	A	
85 ジオウ。ただし、外用剤を除く。	アカヤジオウ/カイケイ ジオウ 専医					胃腸障害の副作用報告あり	B	2d
86 シオン。ただし、外用剤を除く。	専医	根・根茎				抗腫瘍活性成分含有	A	なし
87 シクシン。ただし、外用剤を除く。	非医	果実				非医とされているが、駆虫活性あり、 降圧作用ペプチド含有	A	2b
88 ジヨンピ。ただし、外用剤を除く。	クコ 専医・一部 非医							
89 シセキ。ただし、外用剤を除く。						新物生薬 耳石?	A	無記載
90 シツシン。ただし、外用剤を除く。	ハマビシ 専医	果実				アルカロイド含有、劇薬相当の毒性データあり	A	無記載
91 シベット。ただし、外用剤を除く。	シベトル 専医	香葉/根から得た分泌液/他名は ジャコウネコノヘビヨウコウ				専医リスト見直し案では、データがなく判断がむづかしいと の記載	D	なし
92 シャクナゲヨウ	専医	葉/登録名はセキナショウ・オオ カナメモチ・シャクナゲ				1976年の論文にグラヤトキシンという有毒成分含有の報告 あり	A	無記載
93 ジャコウシカ。ただし、外用剤を除く。	ジャコウシカ 専医	ハマビシ シントン条約で輸入が禁止されて いる				中枢神経、心臓興奮作用あり	A	
94 ジャショウシ。ただし、外用剤を除く。	オカゼ)					アルカロイド等はなし 抗腫瘍性あり、医薬品としての使用 実績により事ら医 量を考慮しては	B	無記載
95 ジャシン(沙参)。ただし、外用剤を除く。	非医	根				食用経験豊富		
96 ジャセンソウ。ただし、外用剤を除く。	非医	全草/登録名はオオバコ・ジャ センソウ・ジャゼンソウ				カ・喉・胃・口腔 (4) 滅・消・生・陽・ ヒ・胃・消・陽		
97 細毛組織加水分解物。ただし、外用剤を除く。						コスマボリタノ植物だが中毒例などきいたことがない、		
98 シュロジツ。ただし、外用剤を除く。						告示209号(H15)「生物由来製品及び特定生物由来製品に 関する告示」基原の動物種が問題		
99 シュロヨウ。ただし、外用剤を除く。	カラムス根/ショウブ 専医					シユロの葉は非医「しゅろ」であらわされる基原がたくさんあ る。中には果実が強毒性的なものもあり、基原種が重要 シユロジツ参照		
100 ショウブコン。ただし、外用剤を除く。						アサロン含有	A	1
101 ショウマ。ただし、外用剤を除く。	専医	根 根/アカシヨウマの根は「非医」				アルカロイド並びに中枢抑制作用物質ciniflarginを含有、クラ ス2dはしか及び呼吸困難な患者には禁忌。	A	2d